

= 業界情報 =

屋外広告物の対応について

山梨県では「屋外広告物条例」により、次のとおり設置できる場所、大きさ、色等を定めており、設置には県の許可が必要となる場合もあります。

各種看板の対応については、昨年整備主任者法令研修時に山梨県担当者より各種看板の対応についてのガイドライン等について説明を受けましたが、再度周知の依頼がありましたので掲載いたします。ご理解の上、山梨県条例をご理解頂き、遵守されるようよろしくお願いします。

屋外広告物の概要

屋外広告物とは

規制の対象となる「屋外広告物」とは、次の4つの要件を満たすものです。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
- ② 屋外で表示されるものであること
- ③ 公衆に表示されるものであること
- ④ 看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること

営利を目的とする商業広告だけでなく、非営利的なものでも上記4要件を満たすものは「屋外広告物」となります。(文字だけでなく絵や写真など、イメージや観念を表すものも含みます。)
なお、この冊子で「広告物」と表記しているものは「屋外広告物」を指します。

自家用広告物とは

自家用広告物とは、自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための、次の広告物です。

- ① 自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示するもの
- ② 自己の管理する車両、船舶等に表示するもの

自家用広告物は、一定の規模の範囲内に限り、許可を受けずに表示することができます(適用除外)。具体的には住宅又は事業場の敷地内で表示面積の合計が次の面積以下の場合です。

地域区分(詳細はP3)	住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計
第一種禁止地域	5m ² 以下
その他の禁止地域・許可地域	10m ² 以下

上記の規模を超える自家用広告物は、許可地域でかつ基準を満たす場合に許可を受けた上で表示することができます。

適用除外

自家用広告物や以下の広告物は一定の基準内で表示された場合に限り、許可を受けずに表示することができます。

自家用広告物以外の適用除外広告物

- ・公職選挙法等、法令の定めるところにより行う選挙運動のために表示するもの
- ・他の法令の規定に基づいて表示するものでその規格又は場所が定められているもの
- ・自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの
- ・国又は地方公共団体が、公益目的のために表示するもの
- ・公益上必要な物件に寄贈者名等を表示する広告物
- ・冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示するもの
- ・集会、行事、催し物等のため又は政治活動その他の収益を目的としない活動のために、7日以内の期間を限って表示するもの
- ・政治資金規正法の規定による届出を行った政治団体が、政治活動のために表示する貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するもの

ただし、広告物により禁止地域内では適用除外とならず表示できないものもあります。

2 屋外広告物のルール

 <p>禁止地域 設置できない 地域があります。※1</p> <p>県を代表するような自然景観、都市景観、歴史的資産を取り巻く景観、快適な住環境を美しく保つことを目指す地域など(禁止地域)では、原則として表示・設置できません。</p>	 <p>許可地域 種類や規模により 許可申請が必要です。※1</p> <p>自然と社会生活が調和している地域や活発な商業活動を促す地域など(許可地域)では、広告物の乱立を防ぎ、景観との調和を図るため、表示・設置するために許可が必要です。</p>
 <p>色の制限 地域によって色彩に 制限があります。</p> <p>地域によって、広告物の色の明るさや鮮やかさに制限があります。</p>	 <p>業の登録 県の登録業者以外は 設置できません。</p> <p>他人に依頼する場合、県に「屋外広告業」の登録をした者以外は、設置できません。</p>

3 屋外広告物の基準 (一部抜粋)

建築物を利用する広告物

- 建築物の外壁面積と広告物の表示面積に対する割合に基準があります。
- 禁止地域では表示できる合計面積が決まっています。
- 屋上広告物の高さに基準があります。
- 地域によっては表示が変化する広告物は設置できません。(LED広告等)。



建植広告物(野立看板)

- 高さに基準があります。
- ネオン管を使用することはできません。
- 表示できる面積は地域ごとに基準があります。
- 広告物どうしの間隔は地域ごとに基準があります。
- 地域によって道路からの距離と広告物の面積について基準があります。



道標・案内図

- 店舗、事務所、営業所等へ誘導する目的で設置されるものです。
- 道路際に設置することができます。
- 表示できる面積は2m²までです。(禁止地域内は1m²までです)。
- ネオン管や回転灯を使用することはできません。



注意!

上記以外の広告物についても種類ごとに基準が定められています。
記載内容の一部に平成24年10月1日改正条例施行後の内容を含みます。

詳細は山梨県のホームページ (<http://www.pref.yamanashi.jp/>) でご確認下さい。

関東運輸局からのお知らせ

平成28年10月

乗用車の外装基準の見直しについて

今般、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）等の一部改正により、平成29年4月1日から乗車定員10人未満の乗用車に適用されることとなっていた「曲率半径2.5mm要件等の外装基準」の適用範囲の見直しが行われました。

この改正により、平成29年4月1日以降も車検時等※においては、これまでどおりの基準 （車体の外形その他自動車の形状が、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと） が適用されることとなりますので、お知らせします。

※ 「車検時等」とは「新規検査」、「予備検査」、「継続検査」、「構造等変更検査」をいう。

◎ご不明な点については、お近くの運輸支局、
自動車検査登録事務所にお問い合わせください。



タイヤインチアップ時の空気圧にご注意

タイヤ（ホイール）をインチアップするときなど、お客様がエクストラードタイヤ（XL）規格のタイヤをお求めになる場合又は点検時、必要空気圧を設定するためには、JATOMA、ETRTO 規格の空気圧一負荷能力対応表で確認することが必要です。

■ エクストラード（XL）／レインフォーズド（RFD）規格について

XL／RFD 規格のタイヤは、タイヤ内部の構造を強化し、スタンダード（STD）規格より空気圧を高めに充填することで、同一サイズの STD 規格のタイヤよりも高い負荷能力を発揮できるタイヤです。

■ XL 規格のタイヤをインチアップ向けにお客様がお求めになる場合の注意点は？

XL 規格のタイヤをお客様がインチアップ向けにお求めになる場合は、低空気圧走行によるタイヤの損傷を防止することが必要です。

例えば新車装着サイズが 195/65R15 91H に対して 215/45R17 91W XL をお客様がお求めの場合、

指定空気圧 : 220kPa 必要負荷能力 : 585kg → 必要空気圧 : 280kPa となります。
この XL 規格タイヤに 220kPa の空気圧充填をした場合、負荷能力は 495kg に低下してしまうので、※空気圧別負荷能力一覧表を確認し、正しい空気圧を充填して下さい。

新車装着サイズ:195/65R15 91H

XL 規格タイヤサイズ:215/45R17 91W XL

指定空気圧:220kPa

負荷能力:585kg 必要空気圧 280kPa

必要負荷能力:585kg

kPa	200	210	220	230	240
kg	555	570	585	600	615

kPa	220	230	240	250	260	270	280	290
kg	495	510	530	545	565	580	600	615

※空気圧別負荷能力一覧表は検索サイトで確認することができます。

■ タイヤをホイールにリム組して空気充填する場合の注意

タイヤをホイールにリム組して空気を充てんする方は**労働安全衛生法 59 条、規則 36 条**の規定により「安全に関する特別教育」の受講が義務づけられています。

ケースその1

【内容】 整備工場の対応が悪い

- ・車名：不明
- ・登録年月：不明
- ・走行距離：不明
- ・相談日：平成27年9月30日

車検チェーン店の事務員に知り合いがいて8月に車検に出した。納車後2日目にエンジンが止まりそうになり、その旨を整備工場に電話した。整備士から「そういうこともあるよね、車を持ってきて」と言われた。

車を持って行くがその時はエンジンが止まりそうになる現象は再現しなかった。数日後、焦げたにおいがしたので、その整備工場に電話し、整備工場に持っていった。「見積り取ります」と言ったのに、口頭で「マフラーにビニールが巻きついていた」と聞かされ、代金を請求された。代金を数千円支払ったが明細も領収書も貰えなかった。その時、その整備工場に勤める事務員の知り合いに「いちやもんつけない」と言われた。

ディーラーではない専業整備工場の対応は、こんなレベルなのか？車検チェーン店の対応がこんなレベルなのか？その整備工場には知り合いがいる手前強く言えないという苦情。

【対応】

整備工場は法令上、概算見積書の発行の義務や過剰整備（了解を取っていない整備）の禁止があり、整備振興会ではそのように指導している。

領収書の発行も当然一般的な話。整備士から言われた「車検後にそういうこともあるよね」や、知り合いに言われた「いちやもんつけない」等に対応については、当会は法令上の強制力は無い。

その旨を整備工場に伝え、気分を害されたお客様がいらっしゃるので改善を求めるお願いができる程度。

すると相談者は、整備工場に知り合いがいるので連絡は不要、今回話ができたのである程度すっきりしたとのこと。

今月の配布物について

①ノーマルタイヤNO!!チラシ

冬場になると、道路の積雪や凍結により、ノーマルタイヤを装着した車両が立ち往生して、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こします。

突然の積雪や路面凍結時の事故・トラブル防止への取り組みとして、早めの冬用タイヤ装着をユーザーの皆さまへ周知して頂くようよろしくお願いします。

・チラシ 各工場1枚

②「大型車車輪脱落事故防止」ポスター

大型車の車輪脱落事故は、冬季かつタイヤ履き替え時期の発生が多いことから、例年当該時期に啓発活動を行っております。

本年度はラジオ、スポーツ紙等での周知活動を実施予定であり、その一環としてポスターを(一社)日本自動車工業会が制作致しましたので、ご活用下さいますようお願いします。

・ポスター 各工場1枚

